

**地方独立行政法人大阪府立病院機構
平成30事業年度の業務実績に関する評価結果**

令和元年8月

大 阪 府

目 次

1 地方独立行政法人大阪府立病院機構の年度評価の考え方	1ページ
2 全体評価	2ページ
(1) 評価結果と判断理由 <全体評価にあたって考慮した事項> ① 法人の基本的な目標 ② 平成30年度における重点的な取組み	
(2) 評価にあたっての意見、指摘等	
3 大項目評価	
3-1 「府民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に関する大項目評価	4ページ
(1) 評価結果と判断理由 <小項目評価の集計結果> <小項目評価にあたって考慮した事項>	
(2) 評価にあたっての意見、指摘等	
3-2 「業務運営の改善及び効率化」に関する大項目評価	7ページ
(1) 評価結果と判断理由 <小項目評価の集計結果> <小項目評価にあたって考慮した事項>	
(2) 評価にあたっての意見、指摘等	

1 地方独立行政法人大阪府立病院機構の年度評価の考え方

- 地方独立行政法人大阪府立病院機構（平成18年4月1日設立、以下「法人」という）について、「地方独立行政法人大阪府立病院機構にかかる年度評価の考え方について」に基づき、次のとおり平成30事業年度の業務の実績に関する評価を行った。

＜評価の基本方針＞

年度計画及び中期計画の進捗状況等を評価し、組織・業務等に関する改善すべき点等を明らかにすることにより、組織の効率化や医療サービスの向上など、法人運営の質的向上や病院改革の推進に資することとする。

＜評価の方法＞

年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。

「項目別評価」では、法人による自己評価をもとに、業務実績に関する事実確認、法人からのヒアリングなどを通じて、年度計画に照らして進捗状況を確認するとともに、法人の自己評価の妥当性の検証と評価を行う。

「全体評価」では、「項目別評価」の結果等を踏まえつつ、中期計画等の進捗状況について総合的な評価を行う。

＜項目別評価の具体的方法＞

項目別評価は、①法人による自己評価、②知事による小項目評価、③知事による大項目評価の手順で行う。

①法人による自己評価

年度計画の小項目ごとにI～Vの5段階で自己評価を行う。

②知事による小項目評価

法人の自己評価及び目標設定の妥当性などを総合的に検証し、年度計画の小項目ごとにI～Vの5段階による評価を行う。

③知事による大項目評価

小項目評価の結果、特筆すべき事項の記載内容等を考慮し、大項目ごとの進捗状況について、S・A～Dの5段階による評価を行う。

＜全体評価の具体的方法＞

項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について評価を行う。

2 全体評価

(1) 評価結果と判断理由

- 平成30年度の業務実績に関する評価については、4ページ以降に示すように、「府民に提供するサービスその他の業務の質の向上」及び「業務運営の改善及び効率化」の2つの大項目評価について、A評価（「計画どおり」）が妥当であると判断した。
- 大項目評価等の結果に加え、法人の基本的な目標、平成30年度における重点的な取組みなどを総合的に考慮し、平成30年度の業務実績については、「全体として年度計画及び中期計画のとおり進捗している」とした。

府民に提供するサービスその他の業務の質の向上 (4ページ)	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C やや遅れてい る	D 重大な改善事 項あり
業務運営の改善及び 効率化 (7ページ)	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C やや遅れてい る	D 重大な改善事 項あり

法人の基本的な目標、平成30年度における重点的な取組み等を
総合的に考慮して・・・

＜全体評価の評価結果＞

「全体として年度計画及び中期計画のとおり進捗している」

＜全体評価にあたって考慮した事項＞

① 法人の基本的な目標

法人の基本的な目標について、次のとおり確認した。

今日、高齢化の進展や疾病構造の変化などに伴い、府民の医療ニーズが高度化・多様化する中で、各病院は、他の医療機関との役割分担と連携のもと、高度専門医療の提供や府域の医療水準の向上など、求められる役割を果たしていく必要がある。

第1期中期目標期間においては、法人の基本理念のもと、公的病院として果たすべき役割を明確化し、高度専門医療の提供や地域連携の強化、さらには患者満足度の向上などに一定の成果を得るとともに、地方独立行政法人化や5病院一体運営のメリットを活かすことにより、経営改善に取組んだ結果、不良債務の解消を図ることができた。

第2期中期目標期間では、日本の医療をリードする病院を目指し、府の医療政策として求められる高度専門医療を提供しつつ、新しい治療法の開発や府域における医療水準の向上を図るとともに、これらの病院活動を担う優秀な人材の確保や組織体制の強化及び施設整備について進めることができた。

第3期中期目標期間では、新公立病院改革ガイドラインを踏まえつつ、医療の提供体制を強化し政策医療及び高度専門医療を充実させるとともに、府域の医療水準の向上を目指し、地域

連携の強化に取り組む。また、業務運営の改善及び効率化に向け、法人全体の経営マネジメントの強化を図るとともに、環境の変化に対応した病院機能の強化に努める。

②平成30年度における重点的な取組み

平成30年度は、高度専門医療の充実など医療の提供体制の強化に努めるとともに、府域の医療水準の向上を目指し、地域医療機関との連携強化を推進した。

また、業務運営の改善及び効率化に向け、法人全体の経営マネジメントの強化を図りながら、収入の確保・費用の抑制など安定的な病院経営の確立にも取り組んだ。

さらに、法人を取り巻く環境が著しく変化する中、各病院が自らの特性や実情を踏まえ、自律性を発揮し、機動的に病院運営を進めることを基本としつつ、理事会や経営会議、事務局長会議等の各種会議や、外部業者の協力を得て、法人としての一体的な取組みや各病院の課題解決についての取組みを進めた。

(2) 評価にあたっての意見、指摘等

大項目1に掲げた「府民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に関しては、小項目番号1～20のとおり、高度専門医療の充実など医療の提供体制の強化に努めるとともに府域の医療水準の向上を目指し、地域医療機関との連携強化を推進していること等から、計画どおり進捗していると評価できる。

また、大項目2に掲げた「業務運営の改善及び効率化」に関しては、小項目番号21～29のとおり業務運営の改善及び効率化に向け、法人全体の経営マネジメントの強化を図りながら、収入の確保・費用の抑制など安定的な病院経営の確立に取り組んでいること等から、計画どおり進捗していると評価できる。

以上を踏まえると、平成30事業年度における大阪府立病院機構の取組みは、全体として年度計画及び中期計画のとおり進捗していると評価できる。

今後、地域医療構想の実現に向けた取組みが進展していく中、各センターには民間医療機関との役割分担を踏まえ、公立病院でなければ担えない分野の強化と地域から頼りにされる機能の発揮が期待される。平成30年度から二次医療圏毎を基本に開催している病院連絡会などの場を通じ、各センターが地域から期待されている役割を果たせるよう、業務運営に努めてもらいたい。

また働き方改革の進展や今後策定する医師確保計画の内容なども踏まえ、適切に対応されたい。

3 大項目評価

3-1 「府民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に関する大項目評価

(1) 評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、A 評価（「計画どおり」進捗している）となる。
- 特段の考慮すべき事項はないため、大項目評価としては、A 評価（「計画どおり」進捗している）が妥当であると判断した。

大項目評価結果	S 特筆すべき進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画どおり	C やや遅れている	D 重大な改善事項あり
---------	----------------	------------	----------------	--------------	----------------

<小項目評価の集計結果>

20 項目すべてが小項目評価のⅢに該当していることから、小項目評価の集計では、A 評価（「計画どおり」進捗している）となる。

	評価の対象項目数	V 年度計画を大幅に上回って実施している	IV 年度計画を上回って実施している	Ⅲ 年度計画を順調に実施している	Ⅱ 年度計画を十分に実施できていない	I 年度計画を大幅に下回っている
高度専門医療の提供及び医療水準の向上	16	0	0	16	0	0
患者・府民の満足度向上	4	0	0	4	0	0
合計	20	0	0	20	0	0

<小項目評価にあたって考慮した事項>

小項目評価にあたっては、法人は予め府と調整した評価基準に基づいて自己評価を行っており、業務実績を確認したところ、法人の小項目評価が妥当であると評価した。

(2) 評価にあたっての意見、指摘等

平成30事業年度の実績報告を確認すると、中期計画に掲げた「府民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に向け、小項目番号1～16のとおり高度専門医療の提供及び府域の医療水準の向上を目指し、小項目番号17～20のとおり患者・府民の満足度向上に取り組み、年度計画を順調に実施していると評価できる。大項目1の評価にあたっては、中期目標・中期計画の達成に向けて、特に考慮すべき事項について意見、指摘をする。

<高度専門医療の提供及び府域の医療水準の向上>

- ① 大阪急性期・総合医療センターでは、【評価番号1】および【評価番号8】のとおり、大阪北部地震を踏まえた訓練やその検証、DMAT 研修の実施など、基幹災害拠点病院として機能を果たしている。昨年度発生した大阪北部地震においては中心的な機能を果たした。今後も災害時の重篤救急傷病者への救命救急医療提供や、災害拠点病院等からの情報集約による府全体の被災状況把握、DMAT の調整や災害拠点病院等に対する研修機能などの基幹災害拠点病院としての役割を果たせるよう努めてもらいたい。

- ② 大阪市立住吉市民病院の廃止に伴い、同病院が所在する大阪市南部地域における住民への医療サービスの提供を継続するとともに、医療機能の充実・強化を図るため、大阪急性期・総合医療センターに病床を移管し平成30年4月に大阪府市共同住吉母子医療センターを供用開始した。【評価番号1】のとおり、周産期医療に関する実績は供用開始前（平成29年度）と比較したところ、分娩件数やNICU・GCU受け入れ患者数は前年度と比較し4割程度増加している。引き続き、周産期医療の充実に努めてもらいたい。
- ③ 大阪精神医療センターでは、【評価番号3】のとおり、依存症治療の外来プログラムの実施や積極的な見学の受け入れ、治療体制の強化に努められている。
- 現在、大阪府ではIR誘致に向け、ギャンブル依存症治療への関心が高まっているなか、大阪精神医療センターにおいては、大阪府の依存症治療拠点としての役割の重要性が増している。
- 引き続き、大阪府との連携の下、依存症治療の充実のために他の専門医療機関と連携し、治療プログラムの普及に向けて取組みを進めてもらいたい。
- ④ 大阪国際がんセンターでは、【評価番号4】のとおり、がんゲノム医療に関する遺伝子分析診療を開始する等、高度な医療を積極的に取り組んでいる。
- 国民の2人に1人ががんになるなか、また、依然としてがんが府民の最大の死因であるなか、大阪国際がんセンターには、新しい診断技法や治療法の開発を推進する特定機能病院としての役割を担い、大阪府のがん医療全般における先導的役割を果たすとともに、引き続き大阪国際がんセンターの強みを活かした高度先進医療の実施を進めてもらいたい。
- ⑤ 大阪国際がんセンター隣接地にオープンした大阪重粒子線センターでは、平成30年10月から照射治療が開始されたところである。【評価番号4】のとおり、平成30事業年度においては、大阪重粒子線センターとの連絡会議の実施や、全職員を対象にした説明会を実施したところである。引き続き、最先端のがん治療を府民に提供できるよう、大阪重粒子線センターとの地域医療連携システム構築を進めるなど、連携に向けた取組みに努めてもらいたい。
- ⑥ 大阪母子医療センターは、【評価番号5】のとおり、平成30年11月に小児救命救急センターに指定したところであり、府南部地域における小児救急の拠点として期待されている。大阪母子医療センターがもつ小児医療の高い専門性を活かし、小児救命救急センターとして、重篤な小児患者の24時間受入れや超急性期・急性期の高度・専門的医療を提供するとともに、さらなる患者受入れや人材育成に努めてもらいたい。
- ⑦ 【評価番号8】のとおり、既に実施済のセンターもあるが、昨年度の災害や今後発生の予想されている南海トラフ地震を想定し、大規模災害がいつ発災しても基幹災害拠点病院・特定診療災害医療センターとしての機能を発揮できるよう、災害医療訓練の実施やBCPの定期的な見直しなどに取組んでもらいたい。

- ⑧ 高度医療機器の稼働状況については、【評価番号 10】のとおり、機器によっては目標や前年度を下回る実績が見受けられる。経営改善のために、稼働状況が芳しくなかった機器について原因を究明し、今後の医療機器への投資に活かすよう検討されたい。
- ⑨ 府域の医療水準向上については、【評価番号 11】のとおり、紹介率・逆紹介率や高度医療機器の共同利用件数、研修会への講師派遣数は前年度を下回る実績が見受けられる。地域医療機関との連携を一層強化し、府域の医療水準の向上に貢献してもらいたい。

〈患者・府民の満足度向上〉

- ⑩ 患者等に対するホスピタリティの向上のため、更なるサービスの充実を図ることが求められる。【評価番号 17】のとおり、大阪国際がんセンターにおいては、サービス企画推進部を発足し、患者サービスマスターPLANを策定するなど、患者サービス向上に取り組んでいる。他のセンターにおいても、さらなる患者満足度の向上に努めてほしい。

3-2 「業務運営の改善及び効率化」に関する大項目評価

(1) 評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、A 評価（「計画どおり」進捗している）となる。
- 特段の考慮すべき事項はないため、大項目評価としては、A 評価（「計画どおり」進捗している）が妥当であると判断した。

大項目評価結果	S 特筆すべき進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画どおり	C やや遅れている	D 重大な改善事項あり
---------	----------------	------------	----------------	--------------	----------------

<小項目評価の集計結果>

9 項目すべてが小項目評価のⅢに該当していることから、小項目評価の集計では、A 評価（「計画どおり」進捗している）となる。

	評価の対象項目数	V 年度計画を大幅に上回って実施している	IV 年度計画を上回って実施している	III 年度計画を順調に実施している	II 年度計画を十分に実施できていない	I 年度計画を大幅に下回っている
組織体制の確立	3	0	0	3	0	0
経営基盤の安定化	6	0	0	6	0	0
合計	9	0	0	9	0	0

<小項目評価にあたって考慮した事項>

小項目評価にあたっては、法人は予め府と調整した評価基準に基づいて自己評価を行っており、業務実績を確認したところ、法人の小項目評価が妥当であると評価した。

(2) 評価にあたっての意見、指摘等

平成30事業年度の実績報告を確認すると、中期計画に掲げた「業務運営の改善及び効率化」に向け、小項目番号21～23のとおり組織体制の確立に努めるとともに、小項目番号24～29のとおり経営基盤の安定化に取り組み、年度計画を順調に実施していると評価できる。大項目2の評価にあたっては、中期目標・中期計画の達成に向けて、特に考慮すべき事項について意見、指摘をする。

<組織体制の確立>

⑪ 働き方改革の一環として労働基準法が改正され、時間外労働の上限規制が規定された。

【評価番号22】のとおり、医師の兼務など大阪府立病院機構の特色を生かした対応をされているが、時間外労働の上限規制を踏まえ、今後、新たに人材確保が必要になる可能性があり、人件費の拡大にも注視しながら、業務の効率化やタスクシフティングなどの改善に努めもらいたい。また、【評価番号21】のとおり、育児短時間勤務の取得形態の追加など、制度の整備が進められているが、引き続き職員が長期的に働きやすい環境や制度の整備に努めもらいたい。

⑫ 【評価番号 23】のとおり、コンプライアンスに係る研修の実施やセルフチェックシートによる周知、意識啓発が行われている。

法令遵守はもとより、行動規範と倫理の確立により、適正な運営を行うことが求められるので、職員全員の意識啓発に引き続き努めてもらいたい。

〈経営基盤の安定化〉

⑬ 大阪はびきの医療センターでは、【評価番号 24】のとおり、DPC 対象病院への移行や消化器内科の再開などを実施したことにより経営の改善を図ることができた。

一方、老朽化が深刻な同センターでは現地建替整備を進めているところであり、費用増嵩や資金収支の悪化が懸念される。今後とも全体事業費の精査や経営改善の取組みを行い、安定的な経営基盤の確立に努めてもらいたい。